

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

2020年5月7日
小松ガス株式会社

小松ガス株式会社（代表取締役社長：和田 学）は、経済産業省からの「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受け、以下のとおり特別措置を実施することといたしました。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度^{※1}の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容（太文字下線部分、更新事項）

2020年2月検針分（支払期限日^{※2}が3月25日以降となるものに限ります。）、3月検針分、4月検針分および**5月検針分**のガス料金について、早収料金適用期間^{※3}後も早収料金を適用します。

また、ガス料金の支払期限日について、2020年2月検針分（支払期限日が3月25日以降のものに限ります。）、3月検針分および4月検針分をそれぞれ**2ヶ月間延長します。**

5月検針分については1ヶ月間延長します。

（既に支払期限日の延長をお申し出いただいたお客さまは、自動的に適用月の支払期限日を2ヶ月間延長に変更いたします。）

3. お申し出先

- 電話番号：0761-22-0515
- 受付時間：平日8時30分～17時
- 受付開始日：3月25日（水）

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

※2 支払期限日

支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して50日といたします。

※3 早収料金適用期間

支払義務発生日（検針日）の翌日から起算して20日以内を「早収料金適用期間」といいます。お客さまが、早収料金適用期間を経過してもなおガス料金を支払われない場合は、早収料金を3%割り増しした「遅収料金」を料金として支払っていただきます。

以 上